

船舶事故調査報告書

平成27年4月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年4月5日 10時50分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市 ^{ちぎり} 契島東方沖 ^{おとしはな} 落鼻灯標から真方位133°3,440m付近 （概位 北緯33°10.57′ 東経132°26.81′）
事故調査の経過	平成26年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{よこやま} 横山丸、0.5トン EH3-83374（漁船登録番号）、個人所有 5.28m(Lr)×1.69m×0.57m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、昭和61年 6月10日 B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.5m×約1.3m×約0.3m、ゴム 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月10日 免許証交付日 平成22年2月8日 （平成27年5月12日まで有効） B 操縦者B 男性 64歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操縦者B）
損傷	A なし B 前部空気室が破裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船尾部に腰を掛けて船外機を操作し、約15ノット（kn）の速力で契島東方沖を南東進していた。 船長Aは、真珠養殖施設のブイを見ながら操船していたところ、平成26年4月5日10時50分ごろ、衝撃を感じてB船と衝突したこ

	<p>とに気付いた。</p> <p>船長Aは、落水した操縦者BをA船に引き揚げて救助したところ、負傷していることを知り、救急車を要請した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、契島東方沖で右舷船首部と左舷船尾部から約5～6kgの錨（網袋に入れた石）をそれぞれ投下して錨泊し、船首を西北西方に向けて釣りを始めた。</p> <p>操縦者Bは、約4時間の釣りを終え、後方を向いて左舷船尾部の錨索を引き揚げていたとき、ふと振り向いて右舷船首方至近に迫ったA船を認めたが、何もする間もなく、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、救急車で病院に搬送され、左肋骨多発骨折及び外傷性気胸等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>A船は、和船型でレーダー等の航海計器はなかった。</p> <p>A船は、約15knの速力で航行すると、船首方に死角が生じていた。</p> <p>B船は、船体が灰白色で、海面から船体上端までの高さが約30～40cmであり、有効な音響による信号を行うことができる手段を備えていなかった。</p> <p>操縦者Bは、黒色の防寒服及び防寒ズボンに、自動膨張式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者Bは、約15年前から月に1～2回、本事故発生場所付近で手漕ぎボートを使用して釣りを行っており、付近を航行する船舶がB船を避けてくれると思っていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、契島東方沖を南東進中、船長Aが、真珠養殖施設に意識を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、契島東方沖で錨泊中、操縦者Bが、航行する船舶が錨泊しているB船を避けてくれるものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が至近に迫るまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、契島東方沖において、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、真珠養殖施設に意識を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが、航行する船舶が錨泊しているB船を避</p>

	<p>けてくれるものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 長さ12m未満の船舶は、汽笛及び号鐘を備えていない場合、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じ、接近する他船に注意喚起できるようにしておくこと。 ・ 手漕ぎボート等で釣りをを行う場合、旗を掲げたり、目立つ色の衣類を着用したりするなどして、周囲からの視認性を高める工夫をすることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

